

分限免職処分取消等請求事件に係る状況報告

岐阜県立国際情報科学芸術アカデミーの廃止（平成24年3月31日）を理由に分限免職処分を受けた元県職員2名から平成30年2月6日付けで提起された訴訟（控訴）に係る判決結果及び判決結果を不服とする訴え（上告）の提起について通知を受けたため、これを報告します。

1 訴訟の概要

（1）事件名 平成30年（行コ）第12号 分限免職処分取消等請求控訴事件
(原審・岐阜地方裁判所平成27年（行ウ）第15号)

（2）当事者

原告A 元岐阜県立国際情報科学芸術アカデミー学科長兼教授
B 同 教授

被告 岐阜県 代表者 岐阜県知事、岐阜県教育委員会

※岐阜県人事委員会は平成28年5月9日付けで取下げ

（3）原告の主な主張

- ・県策定の「行財政改革アクションプラン」を受けてのアカデミー廃止条例の制定は極めて恣意的で、裁量権の逸脱・濫用があり違法・無効である。
- ・アカデミー廃止後の大学院の教員選任にあたって人事評価が行われず、IAMA Sの定数の改廃に藉口して原告を恣意的に免職したこと、及び免職回避措置がとられていないことから、分限免職処分は裁量権の逸脱・濫用があり違法である。

2 経緯

- H24. 3. 31 アカデミー廃止、分限免職処分
4月 人事委員会へ不服申立て
H27. 2. 12 人事委員会裁決（分限免職処分を承認）
8. 8 訴訟提起（平成27年（行ウ）第15号）
H30. 1. 24 第一審判決言渡し（県勝訴）

主文 1 本件訴えのうち岐阜県立国際情報科学芸術アカデミーの廃止の無効確認を求める部分を却下する。
2 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。
3 訴訟費用は原告らの負担とする。

2. 6 控訴（平成30年（行コ）第12号）

3 第二審判決結果（平成30年6月28日 名古屋高等裁判所）

県勝訴

- | | |
|----|--------------------|
| 主文 | 1 本件控訴をいずれも棄却する。 |
| | 2 控訴費用は控訴人らの負担とする。 |

4 裁判所の判断

<第一審判決理由の概略>

- ・条例それ自体によって原告らの権利義務ないし法的地位に直接の影響を及ぼすとは認められないから、アカデミー廃止条例の制定行為は行政处分にあたらない。
- ・アカデミーの廃止及びCGIコースの大学院への不統合に至る経緯や、これにより原告らが分限免職の対象となったことについて、県ないしIAMSにおける判断や手続に、特段違法な点や著しく不合理な点は見当たらない。
- ・十分な免職回避措置が講じられなかつたことに違法があるとは認められない。

5 原判決に対する訴えの提起

(1) 訴訟提起日

- ・上告兼上告受理申立日 平成30年7月13日
(上告提起通知書、上告受理申立て通知書到達日 平成30年7月18日)

(2) 趣旨

- ・上告の趣旨
原判決を破棄し、更に相当の裁判を求める。
- ・上告受理申立ての趣旨
 - 1 本件上告を受理する。
 - 2 原判決を破棄し、更に相当の裁判を求める。